

白岡市いじめ防止基本方針



白岡市

白岡市教育委員会

<目次>

はじめに	P1
1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	P1
(1) いじめの定義	
(2) いじめに対する基本認識	
(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念	
(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方	
2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	P4
(1) いじめの防止等のために教育委員会が実施すべき取組	
(2) いじめの防止等のために学校が実施すべき取組	
3 重大事態への対処	P11
(1) 重大事態の意味	
(2) 重大事態の報告	
(3) 調査の主体	
(4) 調査を行う組織	
(5) 調査の実施	
(6) 調査結果の提供及び児童生徒等への説明	
(7) 調査結果の報告	
(8) 再調査	
(9) 再調査の結果を踏まえた措置等	

はじめに

～いじめは犯罪～

近年いじめが多様化・深刻化（陰湿化・日常化・低年齢化）し、中には被害児童生徒が自殺にまで至るケースも出ている。いじめは、時には多数の者が結託し、時にはネットの陰に身を隠して、特定の児童生徒に対して身体的・心理的な苦痛を与え続ける重大な人権侵害であり、決して許すことのできない犯罪行為である。

市内においては、各学級、学年、学校、地域、家庭から

- いじめの被害に苦しむ児童生徒を出さない
- いじめをする児童生徒を出さない
- いじめを見逃がす児童生徒を出さない

ことを目標に、全市民をあげて取り組むことが肝要である。

そのため、本市では市内全学校の教職員はもとより、すべての保護者、地域の人々が手を携え、それぞれの役割を認識し、連携して取り組むことを目指してこの「白岡市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」とする。）を策定した。

各学校及び関係諸機関においては、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨に則り、市基本方針とともに「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」、「彩の国生徒指導ハンドブック New I's」等を参酌してすべてのいじめを防止するための適切な対応をいただきたい。



1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団で無視をされる。
- ③ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこと、不本意なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

ただし、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するかどうかを判断するに当たって、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が

限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

(2) いじめに対する基本認識

児童生徒たちのいじめを防止するためには、児童生徒を取り囲む大人一人一人が、以下のような意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

- ① いじめは絶対に許されない。
- ② いじめは卑怯な行為である。
- ③ いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる。
- ④ いじめは大人の見えないところで行われることが多く、発見しにくい。

いじめの問題の克服は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた市全体の課題である。

(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、以下の4点を重視して行われなければならない。

- ① 全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするため、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- ② いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、全ての児童生徒が十分に理解できるようにすること。
- ③ いじめ防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意し、児童生徒がいじめの問題を自ら解決していこうとする態度を育成すること。
- ④ いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服を目指すこと。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

① 日々の生活の充実こそがいじめ防止の最善策

いじめが発生する主たる要因に「不満やストレス」が挙げられている。
(文科省・いじめ対策 Q&A より)

いじめをする心情とは、日々の生活における様々な不満やストレスが元でいら立ち、我慢できなくなることから他者を攻撃し、自尊感情を維持しようとする心理である。たとえば将来に対する漠然とした不安や焦り、学業や部活動等における成績不振、人間関係のもつれ、さらにはそのような内面を吐露できる相談相手が見当たらないことや思うように自己表現できないいら立ちなどもいじめの要因とされる。

このような不安やいら立ちを抑制するためには、周囲の大人が児童生徒



たちの気持ちを十分に聞き、温かく受け止める環境を整えることと同時に、日々の学校・家庭生活を通して一人一人の有用感、成就感、連帯感等を十分感じさせることが必要である。

また、様々な人々との出会いや豊かな体験を通して、自分の心情を場に応じて適切に表現する力や忍耐強さ等を身につけるとともに、人として生きる意味や生命の尊さ等について学ばせていくことが求められる。



② いじめの防止は一人一人の意識改革から
現実的には日常の生活において、不満やストレスをゼロにすることは不可能なことであり、一過的ないら立ちや八つ当たりは誰にでも起こり得ることである。

不満やストレスをいじめに発展させないためには、児童生徒はもとより、周囲の大人たちも強く意識することが重要である。

- 「いじめは犯罪であり、人として恥すべき行為であること」
- 「いじめを許すことはいじめをする行為と同じであること」
- 「いじめはみんなが努力すれば必ずなくせるものであること」
- 「いじめはしない・させない・許さない という意識をもつこと」

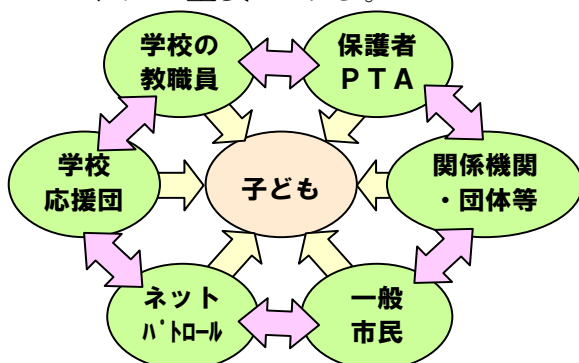
また、大人の何げない言動がいじめを助長するケースも見られることから、日常生活において大人たち自身が高い人権意識を持ち、児童生徒たちの見本となる生活ぶりを示すことが強く求められる。

児童生徒～いじめのない学校づくりは「あなた」から・・・子供の意識を高める
教職員～いじめの防止は 授業の充実から・・・満足度を高める学校教育
保護者・地域～あなたの目 あなたの一言が 子どもを守る・・・当事者意識

③いじめの早期発見・早期対応

「いじめは早期発見・早期対応がカギ」と言われる。

多様化するいじめに対応するためには、学校を中心に、PTA、児童生徒会、スポーツ少年団、学校応援団等で情報を共有し合うネットワークづくりが重要である。



また、いわゆるネットいじめについては、ネットパトロールボランティアを新たに依頼し、多数の目でパトロールする体制を構築するようにしていく。その際、小中学生にもネットいじめの防止について十分理解させ、パトロールの輪に積極的に協力するよう促す。

いじめの早期発見のためには、より多

くの温かい目が必要となる。そのためにも教育委員会や学校、関係機関等は広報紙、ホームページ等を活用してそれぞれの取組を積極的に紹介し、家庭や一般市民に対して十分な情報提供を行う。

2 いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) いじめの防止等のために教育委員会が実施すべき取組

① いじめの未然防止

ア いじめナシ！宣言の推進

～児童生徒、保護者、教職員の意識化～

いじめナシ！宣言をはじめ、あらゆる宣言は宣言する者の主体的で積極的な意思が反映されてこそ効果を発揮し得るものである。

したがって、校内においていじめナシ！宣言を制定する際には、さまざまないじめの事例に触れさせることを通して、児童生徒たちになぜこれが必要か、自分にできることは何かを十分考えさせることが必要である。

また、個々の宣言を発表しあうことや学級、学年、学校単位の宣言に広げていく話し合い活動等を通して一人一人の認識をいっそう深めていくことが求められる。

さらに、児童生徒の発達段階によっては校内のみの活動にとどまらず、他校との交流や家庭や地域社会に自分たちの考え方を発信する活動を通して、人権意識の高揚を広くアピールする活動に発展させることもできる。なお、市では右掲の「いじめナシ！宣言推進ロゴマーク」をはじめ、いじめナシ！宣言関連教材(グッズ)を公開しているので、指導の参考にされたい。



イ いじめ防止強化期間の設定

いじめ防止のための継続的な啓発のため、以下の期間を「いじめ防止強化期間」と定め、いじめ防止を充実する取組を積極的に推進する。

1 学期 5月7日から 5月16日まで

2 学期 11月1日から 11月10日まで

3 学期 2月1日から 2月10日まで 年間30日間

ウ 児童生徒の輝く・魅力ある学校づくりの支援

・教職員の資質の向上

学校訪問による指導や教職員を対象とした研修をとおして、児童生徒一人一人を大切にしたい分かりやすい授業や、児童生徒一人一人が活躍できる集団をつくるための研修を充実させる。

・互いを認め合う人権教育の推進・人権意識の高揚

道徳の授業、学校行事やボランティア体験等の豊かな体験活動、児童会・生徒会主体の取組等が充実するよう指導・助言する。各校の優れた取組と成果について全校に普及していく。

- ・ **ネットパトロール活動の推進**

ネット上の不適切な書き込みを見つけ出すネットパトロールのボランティアを学校応援団等の地域住民や保護者に呼びかけ実施する。

- ・ **各校の教育相談の体制整備**

市教育相談連絡会議等の場を活用し、各校の組織が十分機能するように指導・助言を行う。

- エ **PDCA サイクルの確立への支援**

学校評価等を活用し、各校の取組の成果と課題について把握し、指導・助言を行う。

② いじめの早期発見

- ア **関係機関等との連携強化**

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会の間の連携を強化するとともに、必要な協働体制の整備を行う。

- イ **教育相談体制の充実**

各校配置の相談員、スクールカウンセラー、市教育センター支援員等、いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保等必要な措置を行うほか、特別支援学校コーディネーターによる学校訪問など、学校におけるいじめの早期発見の取組の充実を図る。

- ウ **インターネットを通じて行われるいじめに対する対策**

インターネット等を通じて行われるいじめについて情報提供を行い、教職員、児童生徒、保護者の意識啓発を図る。

③ いじめの早期解消

- ア **各学校・各地域相互の連携協力体制の整備**

学校や地域が、いじめを受けた児童生徒等に対する支援やいじめを行った児童生徒等に対する指導、支援等を適切に行うことができるようにするため、各学校・各地域相互間の連携協力体制を整備する。

- イ **報告に係る支援、調査等**

教育委員会は、「法第23条第2項」の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し支援を行うとともに、必要な措置を講ずるよう指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。

- ウ **いじめの防止等のための対策の実施状況についての調査・研究**

いじめを受けた児童生徒に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導、支援の在り方、インターネット等を通じて行われるいじめへの対応の在り方、その他のいじめの防止等のために必要な事項や対策の実施状況について調査・研究をし、その成果の普及を行う。

- エ **重大事態への対処**

教育委員会は、「法第28条」に定める重大事態の発生を受け、当

該報告に係る重大事態への対処をすると共に、当該重大事態の対応と同種の事態の発生の防止のため、速やかに、教育委員会は「白岡市いじめ防止対策推進委員会」を招集し、係る事態の調査を行い、その結果を市長に報告する。また、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

オ 児童生徒の出席停止

教育委員会は、学校が、いじめを解消するために必要な措置を講じたにもかかわらず、同様のいじめが発生する可能性があると判断した場合は、必要に応じて、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命ずるなどの措置を講ずる。

カ 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、教育委員会は、学校に対し、以下の内容に配慮するよう必要な指導、助言を行う。

- ・ 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみの評価としないようにすること
- ・ 問題を隠さず、実態把握や対応が促されるようにすること
- ・ 児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況が表れるようにすること
- ・ 評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにすること

④ 教育委員会の附属機関の設置

いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、「法第14条第3項」の規定に基づき、「白岡市いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

⑤ 関係機関との連携

学校警察連絡協議会など関係機関と連携し、いじめ防止の取組や現状に関する情報提供を行うと共に、いじめ防止に向けた方策等について協議を行う。

(2) いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

① いじめの未然防止

ア 児童生徒の社会性や規範意識の向上

いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の具体的な留意点等について、校内研修や職員会議で教職員に周知をし、平素から共通理解を図るとともに、日常的にいじめの問題を取り上げ、いじめを許さない雰囲気学校全体で醸成するなど、児童生徒の社会性や規範意識の向上を図る取組を推進する。

イ 道徳教育・人権教育等の充実

児童生徒の社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等し

く認めるなど、互いの人格を尊重する態度を養うため、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

ウ 児童生徒理解の深化

いじめを行う背景には、勉強や複雑な人間関係等によるストレスが関わっていることを踏まえ、教職員は、児童生徒一人一人を大切にしたい分かりやすい授業を行うとともに、児童生徒一人一人が活躍できる集団をつくる。また、ストレスに対して適切に対処できる力を育むとともに、特別な支援を必要とする児童生徒について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導に当たる。

エ 児童生徒の自己肯定感を高める居場所づくりの推進

児童生徒の自己肯定感を高めることは、他の人の大切さを認めることにもつながる。全ての児童生徒が、認められているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍し、他者の役に立っていると実感できる機会を設ける。

また、家庭や地域住民等にも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫し、家庭や地域での居場所づくりを推進する。

オ 児童生徒自らがいじめについて学べる取組の推進

児童生徒自らがいじめの問題について学び、いじめの問題を主体的に考えて、いじめの防止を訴えることができる取組を推進する。

カ インターネット等を通じて行われるいじめの防止等のための啓発及び情報モラル教育の推進

児童生徒、保護者、地域住民が、インターネットをとおして発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の情報の特性を踏まえて、インターネットを通じたいじめを未然に防止するとともに適切に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

また、携帯電話のメール等を利用したいじめを防止するため、児童生徒への情報モラル教育については、専門家による指導を取り入れるなど、積極的に推進していく。

② いじめの早期発見

ア 定期的なアンケートの実施

いじめの実態を把握するとともに、児童生徒がいじめを訴えやすい状態をつくるため、当該学校に在籍する児童生徒を対象に定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

イ いじめチェックシートを活用した支援体制の整備

小さいいじめの兆候に対して、早い段階から関わられるよう、保護者用のいじめチェックシート等を活用することにより、家庭と連携して児童生徒を見守る体制を整備する。

ウ 日常的な生活の中でのいじめに係る情報の把握

児童生徒の学校生活の様子等から得られるいじめに関する情報を把握するだけでなく、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記

等や、個人面談、家庭訪問の機会を活用して、いじめの兆候を把握するための取組を工夫する。収集したいじめに関する情報については、教職員全体で共有できるようにする。

エ いじめに係る相談体制の整備

保健室や相談室、電話相談窓口の利用等について広く周知し、児童生徒及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。なお、教育相談等で得た、児童生徒の個人情報については、守秘義務に配慮し、適切に扱うようにする。

オ 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の構築

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校応援団、地域のスポーツ少年団等との連携を促進し、協働体制の構築を図る。

カ インターネット上のいじめチェックの実施

インターネット上のいじめの有無について定期的にチェックをすることにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、保護者に対し、インターネット上のいじめについての理解を深める場を設け、いじめの早期発見への協力を求める。

③ いじめの早期解消

ア 児童生徒からいじめに係る相談を受けた際の安全確保

児童生徒や保護者からいじめに関する相談や訴えがあった場合は、事実関係を確認し、小さな兆候であってもいじめの疑いがある行為には早い段階から適切に対応し、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

イ 教育委員会への報告及び被害・加害児童生徒の保護者への連絡等

発見・通報を受けた校長は、必要に応じ「法第22条」に規定された「いじめの防止等の対策のための組織」を招集し、情報を提供するとともに、対応の方向性を教職員全員で共有できるようにする。その後、当該組織及び学校で連携しながら、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどしていじめの事実の有無の確認を行う。また、校長は、その結果について教育委員会に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に説明する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察署等に通報し、適切に援助を求める。

ウ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導するなど、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、心身の状態に応じ、緊急避難の対策をとるなど必要な措置を講じる。

なお、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要に応じて適切な支援を行う。また、事実確認のための聴

き取りやアンケート等により判明した情報を正確に当該児童生徒又はその保護者等へ提供する。

エ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合は、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を講じる。その際、当該児童生徒の保護者に確認した事実を説明し、保護者の理解や納得を得た上で、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の発達、プライバシーの保護等に配慮し、以後の対応を行う。

オ いじめが起きた集団への指導

いじめられた児童生徒といじめた児童生徒を始めとする児童生徒の関係の修復を経て、いじめの当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもっていじめの解消とすることから、学校や学級全体でいじめの問題について話し合うなどして、全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

カ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダ等に対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署等に通報し、適切に援助を求める。

④ 「学校いじめ防止基本方針」の策定

「法第13条」の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本方針」、「埼玉県いじめの防止等のための基本方針」、「市基本方針」を参考にして、学校の実態を踏まえ、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見、③いじめの早期解消を視点として、いじめの防止等のための取組、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等の在り方について定める。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、「学校基本方針」が、学校の実情に即して機能しているかを「法第22条」に規定される組織を中心に点検し、必要に応じてこれを見直す。

さらに、策定した「学校基本方針」については、学校のホームページ等で公開する。

⑤ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめを防止するためには、学校の組織的な対応が必要であることから、「法第22条」の規定に基づき、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。

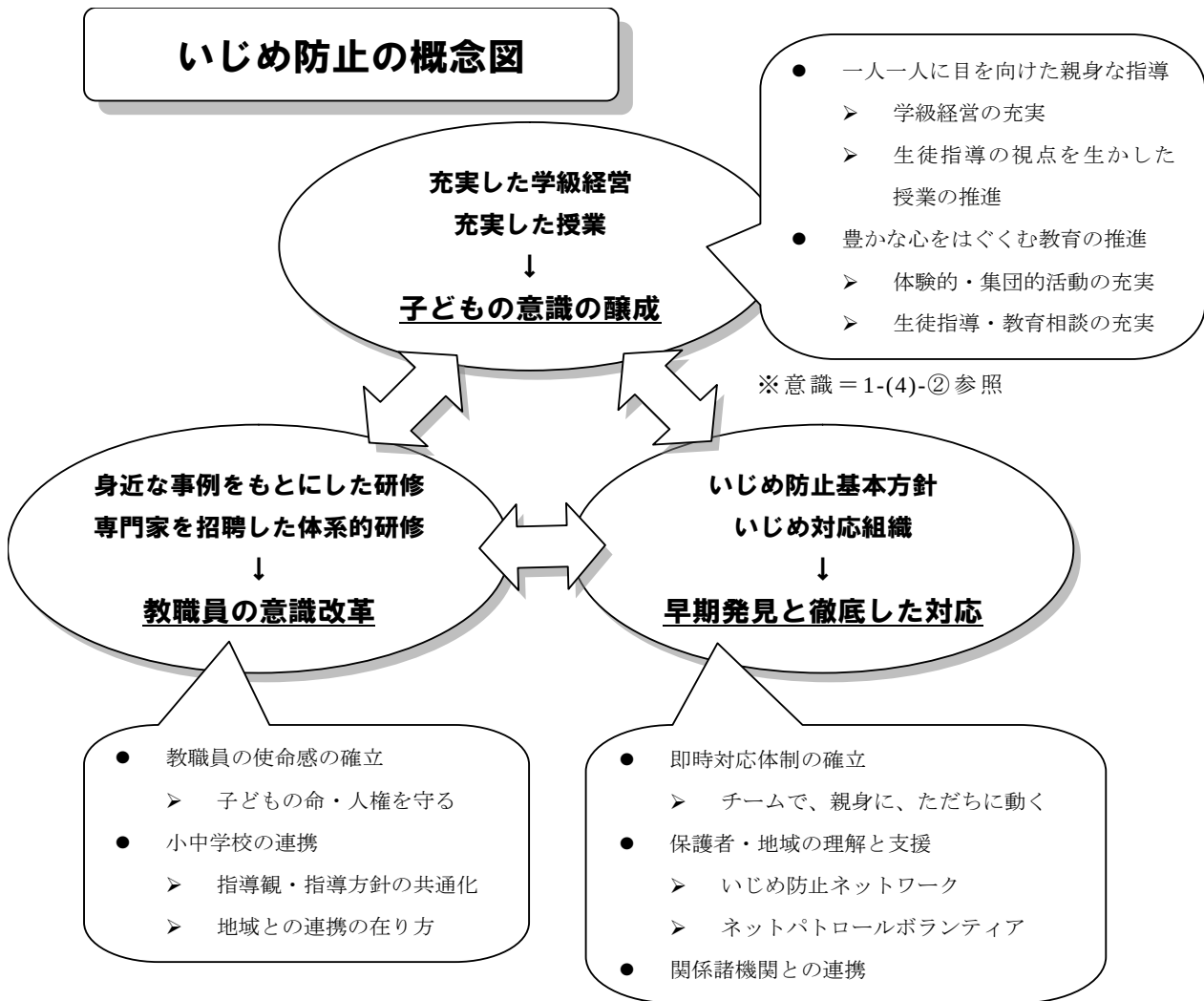
この組織は、以下のような役割を担うこととする。

- ア 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な計画の作成、実行、検証、修正の中核となる役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報を収集、記録するとともに、教職員間の共通理解を図る役割
- エ いじめの情報の迅速な共有や関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を中核となって実施する役割

この組織は、学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。当該組織を構成する「法第22条」の「複数の教職員」については、この組織が組織的対応の中核として機能するような体制となるよう、管理職や主幹教諭、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員等から、学校の実情に応じて決定する。

心理や福祉の専門家等については、必要に応じて参加し対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資することができるようにする。

学校においては、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「生徒指導部会」等の名称の組織を置いているが、こうした既存の組織を活用して、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」としてもよい。また、組織の名称は各学校の判断によるものとする。



3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、以下に掲げる事態にある場合をいう。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行う。

また、教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという連絡を受けたときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、教育委員会に、事態発生について報告する。また、教育委員会は、市長にこれを報告する。

(3) 調査の主体

調査の主体は、教育委員会又は学校とする。どちらが主体となるかは、いじめの経緯や保護者の訴え等を踏まえ、教育委員会が決定する。

学校が調査主体となる場合であっても、「法第28条第3項」の規定に基づき、教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や支援を行う。

(4) 調査を行う組織

教育委員会又は学校は、いじめの事案が重大事態であると判断したときは、事案に係る調査を行うため、速やかに、「法第28条第1項」の調査のための組織を設けることとする。

この調査において、教育委員会が調査主体となる場合、「法第14条第3項」に基づき置かれる「白岡市いじめ防止対策推進委員会」を、調査を行うための組織とする。また、この組織の構成は、調査の公平性・中立性を確保するため、教育問題に詳しい専門家や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とする。

学校が調査の主体となる場合は、「法第22条」に基づき置かれる「いじめの防止等の対策のための組織」を、調査を行うための組織とする。

(5) 調査の実施

- ① 学校が調査の主体となる場合は、教育委員会の指示を受け、「法第22条」に基づき置かれる「いじめの防止等の対策のための組織」が中心となって調査を実施する。
- ② 教育委員会が調査主体となる場合は、「法第14条第3項」に基づき置かれる「白岡市いじめ防止対策推進委員会」が中心となって調査を実施する。
- ③ この調査の目的は、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応のためのものではない。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

当該児童生徒はもとより、必要に応じて、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とする。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査の在り方について協議し、調査に着手する。

(6) 調査結果の提供及び児童生徒等への説明

重大事態に係る調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実についていじめを受けた児童生徒やその保護者に説明する。

ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しなければならない。

(7) 調査結果の報告

重大事態に係る調査を実施したときは、調査結果について、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告する。

上記(6)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

(8) 再調査

上記(7)の報告を受けた市長は、当該報告による重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「法第28条第1項」の規定による調査結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を正確に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果について説明する。

(9) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事やスクールカウンセラー等を当該学校に派遣することにより、重点的な支援を行う等、必要な措置を行う。

再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告する。報告内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する等の措置をする。